

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

「預貯金等の帰属」に係る判決・裁決
— 一家族名義預金は誰のもの? —

依田 孝子〔大森支部〕

はじめに

現在、国税不服審判所のホームページでは、裁決事例集No93（平成25年10月～12月分）まで、公表されています。

すでに、TAINSにも収録されていますが、最近の公表裁決をみますと、相続税関係では、預貯金等の帰属に関する事例が多いように思われます。

そこで、今回は、預貯金等の帰属に係る判決・裁決を検索してみました。キーワードは、「名義預金」、「預貯金の帰属」、「資産の帰属」等です。

I. 妻名義の預金等

平21.4.16東京高裁(棄却)
(確定)Z259-11182
平20.10.27東京地裁(棄却)
Z258-11053

〈事案の概要〉

この事案では、被相続人(丙)の妻名義の預金等(有価証券約1億3,000万円、預貯金約1億1,000万円)が、相続財産となるか否かが争われました。

〈裁判所の判断〉

東京高裁では、原判決を維持し、次のとおり、妻名義の預金等は、被相続人の相続財産であると判断しました。

(1) 財産の帰属の判定基準

被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生じる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。

(2) 帰属の判定

① 妻名義預金等に係る取引は、妻がその手続を行い管理運用していたとしても、その管理運用は丙の包括的同意あるいはその意向を付度してなされていたものと認められるのが相当で

ある。

② 財産の帰属の判定において、財産の管理運用を誰がしていたかという点は重要な要素となり得るが、夫婦間においては、これを殊更重視することはできず、妻が丙名義預金等の管理運用もしていたことを併せ考慮すると、妻が同人名義預貯金等の管理運用をしていたということが、同人名義預金等が丙ではなく妻に帰属するものであったことを示す決定的な要素であるということではできない。

③ 妻名義預金等の原資はいずれも丙が出捐したものであるが、丙が、自分が死んだ後に年齢差のある妻が金銭的な面で不自由をしないように、遺言書の作成とは別に、自己に帰属する財産を妻名義にしておこうと考えたとともに、あながち不自然とはいえない。

④ そうすると、実際に生前贈与をした土地建物の持分については贈与契約書を作成し、贈与税の申告書を提出していたのとは異なり、妻名義預金等についてはそのような手続きを何ら採っていないことも考慮すると、丙がその原資に係る財産を妻に対して生前贈与したものと認めることはできない。

⑤ 妻が同人名義預金等を解約して他の用途に使用したなどの事情はうかがわれないことも併せ考慮すると、同人名義預金等は、なお丙に帰属する財産であったと認められることができる。

II. 家族名義の預貯金等

平25.12.10公表裁決
(全部取消し)J93-4-11

〈事案の概要〉

この事案でも、本件預貯金等(被相続人の妻名義預貯金及び家族名義預貯金等)が被相続人に帰属し、相続財産に該当するか否かが争われました。

〈裁判所の判断〉

審判所では、下記の状況等から、本

件預貯金等がいずれに帰属するのが明らかではないとして、本件預貯金等が被相続人に帰属する、すなわち、相続財産に該当すると認めることはできないと判断しました。

(1) 管理・運用状況

① 平成17年に被相続人の妻(H)が入院した後は、請求人夫婦(被相続人夫婦の子とその妻)がその管理・運用を行っていたと認められるところ、それ以前の状況については、被相続人名義の預貯金及びH印を届出印とするH名義の預貯金は、Hが管理・運用していたものと認められる。

② 家族名義預貯金等は被相続人印及びH印以外の印鑑を使って請求人夫婦及び孫らが管理・運用していたものと認められる。

(2) 出捐者及び贈与の事実の有無

① 原処分は平成16年まで遡って金融機関を調査し、当審判所もそれに基づいて調査を行ったが、当審判所は、個々の預貯金等の出捐者が誰であるのかを認定することはできなかった。

② 贈与の事実の有無についても、請求人らは、資料を提出して贈与の事実があった旨を主張し、他方で、原処分は、請求人夫婦が贈与税の申告をしていないことをもって、贈与がなかった旨を主張するが、請求人らが提出した資料や原処分関係資料を調査しても、当審判所は、被相続人から請求人らに対して贈与がなかったと認めるには至らなかった。

③ また、H名義預貯金については、Hには年金収入があり昭和56年時点において約740万円の資金があったことから、被相続人が出捐者とまでは認められない。

III. 贈与事実の認定

平25.10.07公表裁決
(全部取消し)J93-4-12

〈事案の概要〉

この事案では、請求人の父名義預金

口座から出金された金員(本件資金)が、母名義の預金口座に入金(本件入金)されたことにより、母は父から贈与を受けたか否かが争点の一つとなりました。

〈審判所の判断〉

審判所は、次のとおり判断し、贈与の事実は認められないとして、平成18年分の贈与税の決定処分等を取り消しました。

① 本件資金の入金の当時、母の預金等を父及び請求人を含む子らが管理していたことが推認される。

② 母は、遅くとも昭和63年頃から、父が経営していた会社の取締役に就任しており収入を得ていたと推認されることや、本件資金の入金前に解約された約4,000万円の母名義の定期預金等が母以外の者の資産であることをうかがわせる証拠はないことなどからすると同定期預金等は、母固有の資産であると認めるのが相当である。

③ 本件入金の前原資となった金員は、請求人の主張のとおり、元々母の資産を、父がその整理過程で自らの口座に入金した本件資金であると認められるから、本件入金をもって、母が父からその入金額に相当する金額の利益を受けたものとはいえない。

おわりに

家族名義預金については、納税者にとっても課税庁にとっても、贈与契約書等の証拠資料がない限り、その帰属を立証することは悩ましい問題です。

また、家族名義預金等は、上記の相続財産・贈与財産となるか否かの帰属の問題となるほか、重加算税及び配偶者の税額軽減の規定の適用の有無にも関係してくることもあります。

TAINSを活用して、その対応を検討していただければ幸いです。

収録内容に関するお問合せは、
データベース編集室へ
03-5496-1416

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

MJS イメージキャラクター：菊川 玲

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、
iCompass NX、MJSLINK NX-1、ミロクのかん
たん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社
ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

— 地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! —
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎ 0120-369-144 (平日9:00~17:30)

フリーファックス ☎ 0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>